様式第1号(第8条関係)

競争参加資格確認申請書

　　年　　月　　日

　　吉賀町長　　　　様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　印

　　下記の工事に係る競争参加資格の確認を申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 | 　 |
| 許可番号 | 国土交通大臣　　　知事(　―　)第　　　　号 |
| 有資格業種及び点数 | 　　　　　　　　工事　　　　　点 |
| 経営事項審査基準日 | 　　　　　年　　月　　日 |
| 添付書類 | □　施工実績調書(工事カルテ等の資料を含む。)□　配置予定技術者調書(資格者証等の資料を含む。)□　その他(　　　　　　　　　　　) |
| 担当者 | 　(氏名)　TEL　　　　　　　　FAX |

|  |  |
| --- | --- |
| 受付印欄 | 注意事項 |
| 　 | 1　申請書を受け付けた後、窓口でこの用紙の写し1枚を交付しますので、受け取って保管し、入札時に持参してください。2　前項の写しは、吉賀町が申請を受け付けたことを証するものであって、入札参加資格が充足されていることを確認したものではありません。3　入札参加資格の審査は、入札終了後に行います。 |

様式第2号(第8条関係)

施工実績調書

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 | 　 |
| 施工場所 | 　 |
| 発注機関名 | 　 |
| 工期 | (着工)　　　　　　年　　月　　日(完成)　　　　　　年　　月　　日 |
| 契約金額 | 　　　　　　　　　　　　円 |
| 受注形態 | □　単独　　　　□　共同企業体 |
| 工事概要 |
| 項目 | 形式・数量等 | 項目 | 形式・数量等 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |

様式第3号(第8条関係)

配置予定技術者調書(建設工事)

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな氏名 | 　 |
| 生年月日 | 　　　　　　年　　月　　日 |
| 工事名 | 　 |
| 配置の優先順位 | 　　　　　　　1　　2　　3 |
| 資格区分 | 　 |
| 監理技術者証 | □　有(　　　年　月　日交付)□　無 |
| 従事中の工事 | □　有(完成期限　　　　　　年　月　日)□　無 |
| 雇用状況等 | □　申請日前3か月以上の雇用関係がある。□　営業所の専任技術者ではない。□　建築士事務所の管理建築士ではない。 |
| 配置予定技術者の工事経験(以下は、配置技術者の要件として工事経験が求められていない場合は記入不要) |
| 工事名 | 　 |
| 発注機関名 | 　 |
| 工期 | (着工)　平成　年　月　日(完成)　平成　年　月　日 |
| 工事概要 | 項目 | 形式・数量等 | 項目 | 形式・数量等 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |

備考　複数の配置技術者を届出る場合は、配置の優先順位を表示(該当順位に○印を付す。)すること。このとき、技術者の配置は優先順位第1位の者から配置を行うものとし、上位順位者が他工事への配置が決定したことにより配置できなくなったときは、次順位者の配置を認めるものとする。

　　　届け出た技術者の変更は、真にやむを得ない理由によるものを除き、原則として認めない。

　　　届け出た配置技術者が配置できなくなり、契約締結ができなかったときは、指名停止措置の対象となることがある。

様式第3号の3(第8条関係)

業態調書

　　年　　月　　日

住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　印

建設業許可番号

1　資本に関する事項

(1)　会社法第2条第4号に規定する親会社

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 | 建設業の許可番号 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |

(2)　会社法第2条第3号に規定する子会社

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 | 建設業の許可番号 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |

2　役員等の兼任に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 当社の役員等 | 兼任先及び兼任先での役職 |
| 役職 | 氏名 | 商号又は名称 | 建設業の許可番号 | 役職 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

(注)1　記入欄が足りない場合には、適宜記入欄を追加して用いること。

　　2　「建設業の許可番号」の欄には、測量・建設コンサルタント業社の場合は記入しない。当該他社の建設業の許可番号が分からない場合には、当該他社の主たる営業所の住所を記入すること。

　　3　「役員等」としては、代表取締役、取締役(社外取締役を含む。)及び執行役(代表執行役を含む。)を記入すること。

　　　　なお、監査役及び執行役員は、「役員等」に該当しない。

様式第4号(第11条関係)

設計図書に対する質問書

　　年　　月　　日

　吉賀町長　　　　様

(質問者)

印

工事名：

|  |  |
| --- | --- |
| 質問事項 | 要旨 |
| 　 | 　 |

様式第6号(第10条関係)

特別共同企業体入札参加資格審査申請書(　　　年度)

年　　月　　日

　　吉賀町長　　　　様

建設共同企業体の名称

代表者の住所・名称・氏名

構成員の住所・名称・氏名

　許可業種

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 構成員 | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | タ | 鋼 | 筋 | ほ | しゅ | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

　　今般貴町所管に係る下記の建設工事の入札に連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため　　　　　　　　　を代表者とする建設共同企業体を結成したので別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

　　なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

　1　工事名

　2　工事の種別

　3　分担比率　　　　出資(商号又は名称)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　 (　　〃　　　)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　　　 工事区分(商号又は名称)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

　　　　　　　　　　　　　　　 (　　〃　　　)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

　(注)　許可業種については、該当する欄に○を付すること。

様式第7号(第10条関係)

特別共同企業体協定書

　(目的)

第1条　当特別共同企業体は、吉賀町発注による　　　　工事(附帯する事業を含む。)を共同連帯して施行することを目的とする。

　(名称)

第2条　当共同企業体は、　　特別共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

　(事務所の所在地)

第3条　当企業体は、事務所を　　　　　　　に置く。

　(成立の時期及び解散の時期)

第4条　当企業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、その存続期間は　　年とする。ただし、　　年を経過しても第1条に規定する工事の請負契約の履行後、12箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2　前項の存続期間は、構成員全員の同意を得てこれを延長することができる。

　(構成員の住所及び名称)

第5条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　所在地

　　商号又は名称

　　所在地

　　商号又は名称

　(代表者の名称)

第6条　当企業体は、　　　　　　　　を代表者とする。

　(代表者の権限)

第7条　当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　(構成員の出資割合等)

第8条　当企業体の構成員の出資割合は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 　　出資の割合 | 商号又は名称　　　　　　　　％商号又は名称　　　　　　　　％ |

2　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

　(運営委員会)

第9条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

　(構成員責任)

第10条　各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　(取引金融機関)

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

　(決算)

第12条　当企業体は、第1条に規定する工事のしゅん工後当該工事について決算するものとする。

　(利益金の配当の割合)

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　(欠損金の負担の割合)

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　(権利義務の譲渡の制限)

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

　(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が第1条に規定する工事を完成する日までは脱退することができない。

2　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第1条に規定する工事を完成する。

3　第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

　(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

　(解散後のかし担保責任)

第18条　当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につき、かしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

　(協定書に定めのない事項)

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　外　　　　社は、上記のとおり　　　　特別共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

　　　　　　年　　月　　日

所在地

商号又は名称

代表者　　　　　　　　印

所在地

商号又は名称

代表者　　　　　　　　印